# SmartPRO®サービス利用規約(依頼者用)契約約款 【現改比較表】2024年12月23日現在

~2024年12月22日

# 2024年12月23日~

#### 第9条

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、利用契約を解約することがあります。

# (1) 緊急又はやむを得ない場合

- (2) 依頼者又はその役員が暴反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自
- ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。

前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

(6) 依頼者により法令に違反する行為があったとき。

# 第10条 利用契約の終了

利用契約の解約により、依頼者が損害を被った場合でも、当社は責任を負いません。

# 第9条

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をすること により、利用契約を解約することがあります。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りで はありません。

- (1) 依頼者又はその役員が暴反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人
- 的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自
- ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。
- (4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。

前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると 認められる相当の事由があるとき。

(5) 依頼者により法令に違反する行為があったとき。

# 第10条 利用契約の終了

利用契約の解約により、依頼者が損害を被った場合でも、当社は責任を負いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由により解約に至った場合、当社は第22条(責任の制限)の定めに基づき賠償する責任を負います。なお、第9条(当社が行う利用契約の解約)に基づき当社が利用契約を解約する場合、同条の定めに従います。

#### 第11条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。

## 毎週1回のメンテナンス日

3 当社は、第1項の定めにもとづき本サービスの提供を中止した場合であっても、当該提供 中断により依頼者その他第三者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

#### 第19条 回答データ等の取扱い

5 当社は、依頼者との利用契約が終了した場合回答データの全部又は一部を削除することがあります。当社が回答データを削除したことにより依頼者、施設ユーザー、利用者その他の第 三者に損害が生じた場合であっても、当社は、一切責任を負いません。

#### 第21条 データに関する責任

2 第20条(責任の制限)の規定にかかわらず、当社は、本サービスの設備に保存されている回答データおよび複製データ(以下「保存データ」といいます。)および本サービスを利用して伝送されたデータ(録画等データを含む)、が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより依頼者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

## 第11条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- 3 当社は、第1項の定めに基づき本サービスの提供を中止した場合であっても、当該提供中 止により依頼者その他第三者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。ただし、当 社の故意又は重過失の場合には、この限りではありません。

# 第19条 回答データ等の取扱い

5 当社は、依頼者との利用契約が終了した場合回答データの全部又は一部を削除することがあります。当社が回答データを削除したことにより依頼者、施設ユーザー、利用者その他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社は、一切責任を負いません。但し、当社は、署名データを削除する場合には、削除を行う30日前までに依頼者に通知するものとします。

# 第21条 データに関する責任

2 第22条(責任の制限)の規定にかかわらず、当社は、本サービスの設備に保存されている回答データおよび複製データ(以下「保存データ」といいます。)および本サービスを利用して伝送されたデータ(録画等データを含む)、が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより依頼者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由によりこれらが生じた場合、当社は依頼者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負います。その際の賠償額は本サービスの月額料金の3か月分を上限とし、契約期間が3か月に満たない場合には

# 第22条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して依頼者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が依頼者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く 利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24時間の 倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本 サービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとします。

# 利用契約の契約金額を上限とします。

# 第22条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったことに起因して依頼者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、 賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

- 2 前項により、当社が依頼者に対し賠償責任を負う場合において、本サービスにかかる月額料金の3か月分を上限として、その責任を負うものとします。なお、契約期間が3か月に満たない場合には利用契約の契約金額を上限とします。
- 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

第27条 依頼者の義務	第27条 依頼者の義務
(10) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為もしくは法令に違反する行為	   (10) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為もしくは法令に違反する行為をしないこと
(11) 当社もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為	(11) 当社もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為をしないこと
(12) 本サービスを利用する際に登録するID、PW、QRコード等を不正に使用する行為	(12) 本サービスを利用する際に登録するID、PW、QRコード等を不正に使用する行為をしな
(13) 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供	いこと
を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、またはその運営を妨げ	(13) 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供
る行為	を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、またはその運営を妨げ
(14) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、または本サービス	る行為をしないこと
に関連して使用し、もしくは提供する行為	(14) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、または本サービス
(15) 本サービスについて、第27条(当社の知的財産権)に定める範囲を超えて利用し、また	に関連して使用し、もしくは提供する行為をしないこと
は使用する行為	(15) 本サービスについて、第29条(当社の知的財産権)に定める範囲を超えて利用し、また
(16) 本サービスに付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、または変更する行為	は使用する行為をしないこと
(17) 依頼者が利用契約にもとづき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全	(16) 本サービスに付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、または変更する行為
部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供する行為	をしないこと
	(17) 依頼者が利用契約にもとづき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全
	部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供する行為をしないこと
	附則(令和6年12月19日 SWBヘル第000400001903-01号)
	(実施期日) この規約は、令和6年12月23日から実施します。